

議第142号

滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三日月大造

滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	滞納授業料
1			円 89,100

2 請求額

上記1の滞納授業料、督促手数料および滞納授業料に対する支払済みまでの年10.75%の延滞金

3 請求の要旨

上記の者は、滋賀県立高等学校に係る授業料を滞納し、県は支払いを求めたが、これに応じないことから、滞納授業料、督促手数料および延滞金の支払いを求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。